

民法6 事務管理・不当利得・不法行為

山本敬三 監修, 中原太郎 = 根本尚徳 = 山本周平 著

担当編集から

スタジオ民法シリーズに、『民法6 事務管理・不当利得・不法行為』が加わりました。

六法を開くと、民法の中でも本書の扱う分野は条文が少ないことがわかります。しかもその内容はとても抽象的に書かれています。条文が少なく、かつ抽象的ということは、そのルールを具体化し解決を図るにあたり、判例や学説の果たす役割が非常に大きいことを意味します。本書の扱う分野がとくに難解といわれる一因です。本書は、シリーズ他巻同様、豊富な具体例を通じ、確かなイメージをもって学習を進められるよう配慮するのはもちろんのこと、一言一句を徹底的に吟味し、読者の皆さんを「正確」な理解へと導いていきます。

内容は密ながら、考え方の道筋をクリアに示すことで、逆に分量を抑え、読者の皆さんが無理なく通読することも意識しました。広い民法の海を渡りきる確かな海図となれば幸いです。

いよいよ本シリーズも折り返し。続く『民法5 契約』にバトンを渡します。スタジオ民法シリーズに、引き続きご期待ください。(IO)

Point

CASEには図表を入れ、さらにイメージしやすくしています。

被害者の過失割合の分だけ、損害賠償額が減額されます。例えば、CASE 7-6①で、YとXの過失割合がそれぞれ70%・30%である場合には、損害賠償額は、1000万円から30%を引いたもの、つまり700万円となります。

それでは、①「被害者」と②「過失」は、それぞれ何を意味するのでしょうか。以下では、それぞれについて見ていきます。

①「過失」とは

(1) 「過失」の意味

被害者に「過失」があるというのは、被害者が不注意で自分に損害を発生させたこと(CASE 7-6①)、または、不注意で自分の損害を悪化させたこと(例えば、ケガをしたにもかかわらず、必要な治療を受けなかった場合など)を意味します。

(2) 被害者に責任能力は必要か

過失相殺は、損害の一部を被害者が分担するものです。そうすると、加害者が責任を負うには責任能力(自分がした行為が何らかの意味で法的な責任を生じさせると判断することができる能力)が必要なのだから、それと同じように、被害者に責任能力がなければ、過失相殺をすることはできないのではないかという問題になります。

CASE 7-7

Yは、自転車で行中に、前方不注意で、8歳のXをはねて負傷させてしまいました。しかし、Xにも、道路にいきなり飛び出してきたという事情がありました。Yは、Xの損害賠償額を、賠償しなければならないでしょうか。

CASE 7-7で、被害者である8歳のXには、自分の行為(道路への飛び出し)が法的な責任を生じさせることがわかる能力、つまり責任能力はありません。しかし、だからといって、Yに損害額全額を賠償させるのは、公平とは思えません。判例は、被害者に責任能力がなくても、**事理弁識能力**(自分が何を行っているかをわかる能力)があれば、過失相殺をすることができるとしています(最大判昭和30年6月24日民集18巻5号854頁)。事理弁識能力は、5〜6歳程度で備わりますので、CASE 7-7では、過失相殺をすることができます。

なぜ、被害者の責任能力は不要なのでしょう。それは、①過失相殺は、②加害者の責任とは異なる問題だからです。加害者に「責任」を負わせる(②)というのは、ある人(被害者)に損害が生じたにもかかわらず、それを別の人(加害

民法6

事務管理・不当利得・不法行為



TOHOKU

CIVIL LAW 6

監修 山本敬三

著 中原太郎
根本尚徳
山本周平

有斐閣 ストゥディア

CIVIL LAW 6

ぜんぶ、ちゃんと、
書いてある。

スタジオ民法全7巻、天下分け目の第4弾!!

★
考える力を養おう
★
自分から
学びを深めよう
★
なおかつ
コンパクト!



★
詳細を
見る



レベル - 用途 - 対象 -

初級 学習 学部 LS

2022年9月発売/282頁/定価2310円(税込)

A5判/並製

者)に負担させることを意味します。それに対し、過失相殺(①)は、被害者自身に生じた損害について本人にどれだけ負担させるのが公平かという問題であって、②のような責任の問題ではありません。そのため、責任を課するために必要な能力(責任能力)までは必要ないとされるのです。もっとも、そうであるならば、事理弁識能力すら不要とすべきなのではないかということが、学説上、有力に指摘されています。

②「被害者」とは

次に、「被害者」については、被害者本人(損害を被った者)だけでなく、被害者と一定の関係にある他の者も含まれる(その者の過失も考慮して過失相殺が行われる)と考えられています。これを、「被害者側の過失」といいます。具体的なケースで説明しましょう。

CASE 7-8

以下の各ケースにおいて、Yは、Xの損害額全額を、賠償しなければならないでしょうか。

- Yは、自転車で走行中に、不注意で、4歳のXをはね、ケガをさせてしまいました。Xは、一緒に暮らしている母親Aと散歩に出かけていたのですが、Aが不注意にもXから目を離したときに、Xがいきなり道路に飛び出し、このような事故が起きたのです。
- Xは、自分の家であるAが運転する自動車と一緒に乗っていましたが、その自動車は、Yが運転する自動車と衝突し、Xがケガをしました。この事故について、AにもYにも過失がありました。



判例は、被害者と身上・生活関係上一体である者(被害者と家族関係があり生活をもとにしている者)の過失は、過失相殺において考慮することができるとしています。CASE 7-8では、①(AはXの親)・②(AはXの父)とも、Aの過失を考慮して過失相殺をすることができることとなります。

被害者本人(X)ではない者(A)の過失を考慮することには、どのような意味